

公益財団法人三次市教育振興会奨学金 令和7年度奨学生募集について

奨学生の資格条件

■対象者

高等学校・大学等の入学予定者及び在学生
(高等専門学校、専修学校、短期大学を含む。)

■資格 次の(1)から(3)すべてに該当すること

- (1) 本人または保護者が三次市内に住所を有すること。
- (2) 学業等が優秀であること。
※評定平均値がおおむね5段階評価で3.5以上
- (3) 経済的な理由で学資の支払いが困難であると認められること。
※3ページ参照

奨学金の内容

■募集人員

若干名

■奨学金の年額

高校等奨学生 120,000円 大学等奨学生 240,000円

※他の奨学金（貸付型・給付型）との併給は可能です。

ただし、他の奨学金の中には重複受給を認めていない場合がありますので、
ご注意ください。

※当財団の奨学金は給付型です。返還は不要です。

■給付期間

正規の最短修業年限。高等専門学校の最短修業年限は、高等学校相当分を3年とし、短期大学相当分を2年とします。

※高等学校相当分（3年間）の給付後、短期大学相当分（2年間）については、
再度申請が必要です。

■奨学生の選考方法及び通知

理事会の選考を経て理事長が決定し、その結果を全ての申請者に通知します。

■奨学金の給付

事務局において本人または保護者にお渡します。（6月は贈与式を行います。）

○高校等奨学生…年3回（例年6月、9月、1月）

○大学等奨学生…年2回（例年6月、9月）

■給付の条件

6月の贈与式の際に、作文の提出が必要です。

■奨学金の休止及び停止

- (1) 休学，長期欠席したとき
- (2) 学業または素行等の状況により指導上の必要があると認めたとき
(上記の事由が止んで在学校長等を経て願い出たときは給与を復活することがあります。)

■奨学金の廃止

以下に該当すると認めたときは在学校長等の意見を徴して奨学金の給与を廃止します。

- (1) けが，疾病などのため卒業の見込みがなくなったとき
- (2) 学業成績または素行が不良となったとき
- (3) 奨学金を必要としない理由が生じたとき
- (4) 上記のほか奨学生として適当でない事実があったとき
- (5) 在学学校で処分を受け学籍を失ったとき
- (6) その他奨学生としての資格を失ったとき

申込について

所定の申請用紙により申請してください。

■提出書類

- (1) 願書（様式第1号）
 - (2) 父母等の令和6年度（令和5年分）市・県民税課税台帳記載事項証明書
(世帯1通または個人（父母等）各1通)
 - (3) 在学証明書 ※令和7年4月以降のもの
 - (4) 学校長の推薦書 ※令和7年3月末までに所属していた学校のもの
 - (5) 同一生計の家族全員の住民票
(本籍筆頭者 不要，世帯主続柄 必要，マイナンバー・住民コード 不要)
 - (6) 父母等の滞納がないことの証明書
 - (7) 過去3年間（直前に所属していた学校）の成績証明書
(令和6年度・令和5年度・令和4年度分)
 - (8) その他 家庭の状況による控除を受けようとする場合の証明書
(例：ひとり親家庭等医療費受給者証の写し，身体障害者手帳の写し，
長期療養に関する証明等)
- ※願書は教育委員会，各支所の窓口にあるほか，三次市のホームページに掲載しています。

■申込期間

令和7年3月3日（月）から4月15日（火）まで

■提出方法

三次市教育委員会教育部社会教育課（三次市役所本館5階）へ持参してください。郵送による提出はできません。

（問い合わせ・書類提出先）
（公財）三次市教育振興会事務局
三次市教育委員会教育部社会教育課内
電話 0824-62-6182
FAX 0824-62-6288

所得条件について（奨学生の資格(3)） 公益財団法人三次市教育振興会奨学金給与規程第5条

父母等の所得金額の合計額から特別控除額（別表第1）を控除して得た額が，収入基準額表（別表第2）に定める収入基準額以下であれば，所得条件を満たします。

$$\text{収入基準額} \geq \text{父母等の所得金額の合計額} - \text{特別控除額}$$

特別控除額表（別表第1）

区分	特別の事情		特別控除額			
A 世帯を対象とする控除	(1) 母子・父子世帯である場合		490,000円			
	(2) 就学者のいる世帯である場合 (児童・生徒・学生1人につき)		小学校		80,000円	
			中学校		160,000円	
					自宅通学	自宅外通学
			高等学校	国・公立	280,000円	470,000円
				私立	410,000円	600,000円
			高等専門学校	国・公立	360,000円	550,000円
				私立	600,000円	800,000円
			大学	国・公立	590,000円	1,020,000円
				私立	1,010,000円	1,440,000円
			専修学校	高等課程	国・公立	170,000円
	私立	370,000円			460,000円	
専門課程	国・公立	220,000円		620,000円		
	私立	720,000円		1,120,000円		
(3) 障害のある人のいる世帯である場合		障害のある人1人につき 860,000円				
(4) 長期に療養を要する人のいる世帯である場合		療養のため経常的に特別な支出をしている年間金額				
(5) 主たる家計支持者が別居している世帯である場合		710,000円				
B 本人を対象とする控除	申込者本人が高等学校等に在学している場合			自宅通学	自宅外通学	
		高等学校 高等専門学校 専修学校(高等課程)	国・公立	280,000円	470,000円	
			私立	410,000円	600,000円	
		大学・短期大学 専修学校(専門課程)	国・公立	280,000円	720,000円	
			私立	440,000円	870,000円	

備考

- 1 A欄「(2) 就学者のいる世帯である場合」による控除には申込者本人分は含めない。
- 2 A欄の控除については，該当する特別の事情が2つ以上ある場合は，これらの特別控除額を合わせて控除することができる。
- 3 高等学校には，中等教育学校後期課程，特別支援学校高等部を含む。

収入基準額表（別表第2）

1 高等学校・高等専門学校（第1学年～第3学年）・専修学校（高等課程）

区分		収入基準額
世帯人員	1人	1,430,000円
	2人	2,290,000円
	3人	2,640,000円
	4人	2,860,000円
	5人	3,070,000円
	6人	3,250,000円
	7人	3,410,000円

備考

- 1 世帯人員が7人を超える場合は、1人増すごとに16万円を世帯人員7人の収入基準額に加算する。
- 2 高等学校には、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部を含む。

2 大学・短期大学・専修学校（専門課程）・高等専門学校（第4学年・第5学年）

区分		収入基準額
世帯人員	1人	1,780,000円
	2人	2,820,000円
	3人	3,280,000円
	4人	3,550,000円
	5人	3,820,000円
	6人	4,020,000円
	7人	4,220,000円

備考

世帯人員が7人を超える場合は、1人増すごとに20万円を世帯人員7人の収入基準額に加算する。